

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○牧島主査 次に、防衛省所管について審査を進  
めます。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま  
す。長妻昭君。

○長妻分科員 立憲民主党の長妻昭でございます。  
よろしくお願いをいたします。

防衛費は、戦後最大の増額の結果、トータル四  
十三兆円の事業経費が示されました。そして、政  
府は、戦後初めて、敵基地攻撃能力としての反撃  
能力を保持することを解禁いたしました。しかし、  
驚くことに、反撃能力の中身や事業費始め四十三  
兆円の内容がほとんど示されておりません。

元自衛艦隊司令官である香田洋二さんは、こう  
おっしゃっています。五年間で四十三兆円とは身  
の丈を超えている、現場のにおいもないとの趣旨  
の話です。

そこで、中身について、四十三兆円、お尋ねを  
いたしたいと思えます。

これは十兆円以上が、事業費、内容、概要、明  
らかにないというところでございますが、

これはなぜですか。

○浜田国務大臣 防衛力整備計画では、その実施  
に五年間で必要となる経費として四十三兆円程度  
ですが、新たに必要となる事業に係る契約額は四  
十三・五兆円程度としております。

また、概要説明資料に掲載された事業費の積み  
上げは、新たに必要となる事業に係る契約額の一  
部であり、約三十・六兆円でございます。その差  
額を機械的に計算すれば、約十二・九兆円となり  
ます。

その上で、先般、長妻議員からの求めに応じ、  
防衛力整備計画の概要説明資料に記載している主  
な事業に該当しないものを可能な限り取りまとめ  
てお示したところであります。その積み上げは  
約十一・五兆円であり、概要説明資料に記載した  
三十・六兆円と合わせて約四十二・一兆円となり、  
総事業経費は四十三・五兆円の九六％を超えるも  
のをお示ししているところであります。

○長妻分科員 これはパネルにまとめたんですけ  
れども、今の説明だと、総事業経費は四十三・五  
兆円ということで、公表されなかったものが十二  
・九兆円だったということですね。これでよろし  
いですね。

○浜田国務大臣 今御説明したところであります  
が、まだ、かなり細かな部分については出ていな  
いところもあるわけでありまして。

○長妻分科員 そうすると、これは驚くのでござ  
います。昨年十二月に公表された防衛力整備計  
画というのがあるんですけども、ここでは四十  
三・五兆円というのは書いてありますが、そのう

ち、今おっしゃったように、正確にはこれは十二  
・九というふうにおっしゃっていただきましたけ  
れども、その十二・九兆円が何にも表に出ていな  
かったということ。こういう、別に国家機密でな  
いわけですから、その概要ぐらいは出していただ  
きたいというふうに思うんですね。

これは相当私もしつこく防衛省にお伺いして、  
何週間もかかりましたけれども、出していただい  
たわけですね。それがこの配付資料、これは防衛  
省が作っていた配付資料で、二ページ目以  
降の赤字が、これまで出ていなかった事業費の  
概要が書いてあるということでございます。こ  
れについて、再度、何項目、この赤字、これま  
で公表されていなかった項目数が幾つあつて、ト  
ータル金額は幾らなのか、もう一度御答弁いた  
けますか。

○浜田国務大臣 委員からの求めに応じて提出し  
た資料で新たに明らかにした経費は二十五項目で  
あり、その総額は約十一・四五兆円であります。

○長妻分科員 ということでございますので、十  
二・九兆円、まだ全部は出ておりませんけれども  
ほぼ出たということでありまして、こういうこと  
について、是非、四十三兆円というのは、これは  
四十三万円じゃないんですね、四十三億円でな  
くて四十三兆円ということですから、ちよつと、  
初めからそんなものは出していただきたいんです  
よね。

この二十五項目はちよつとしたことだから出さ  
なかったという説明でありますけれども、例えば、  
二・三兆円で各幕各機関の維持・運営等経費とい

うのがあるわけですね。二・三兆円という項目、これはちよつとした項目じゃないですよ、二・三兆円じゃないですからね。これは具体的に、この明細ぐらいいはもうちよつと詳しくは出ないんですか。

**○浜田国務大臣** 各幕各機関の維持・運営等経費については、防衛力を抜本的に強化するに当たり重視する七本の柱に分類されない各幕各機関の維持運営等に必要となる経費といたしまして、陸上自衛隊関連経費が約〇・七兆円、海上自衛隊関連経費が〇・七兆円、航空自衛隊関連経費が〇・四兆円、その他の機関が〇・四兆円の、二・三兆円が計上されております。

**○長妻分科員** 今、初めて多分答弁、私も事前にも聞いて、出せないということだったんですが、今初めて答弁していただいたので。これは国家機密じゃないですよ、今みたいな概要の話というのは。これはできる限り、我々も専門家と議論していただけます、中身がもうちよつと分からない、漠然としてほとんど明らかになっていないので、チェックしようがないというふうに言われているので、出来得る限り、国家機密に当たらないような概要で結構ですので、四十三兆円ざっくり十兆円以上もこれまで公表しないということではなくて、きちつとこれは出していただきたいというふうに思うんです。

というの、これまでもずっと、四十三兆円ありき、この四十三兆円が初め決まって、GDPの二％。中身は積み上げ方式でやったけれども、なかなか積み上げられないから、ちよつと漏れ聞こえ

てくるのは、三割ぐらい上乗せして要求して、三割はちよつとまだ曖昧だけれども出しちゃおう、こんなような話も聞こえてくるので。

私は、防衛費は、必要などころは必要だと思いません。増強することもあり張りつけて、私は、インターネットが弱いと思いますので必要だと思いますけれども、節約できるところが相当四十三兆円の中にあるんじゃないのか。同じ役割でも、あと何兆円か節約できるんじゃないかという強い疑念がございますので、今後更に、明細をきちつと、できる限り出すということを最後、宣言いただければ。

**○浜田国務大臣** 我々も、そこはしっかりと説明できるようにしていきたいというふうに思っております。

**○長妻分科員** そして、反撃能力といったときに、これもなかなかはっきりしないわけでございます、もちろんミサイルというのはおっしゃっていただいています、もちろん、反撃能力というのはミサイルだけではございません。

今回解禁された反撃能力の中に、解禁された枠としては、例えば上陸ですね、敵国に陸上自衛隊あるいは海上自衛隊、自衛官が上陸をして、ミサイル基地を破壊していく。こういうことについても、解禁された反撃能力の中には含まれている、こういう理解でよろしいですか。

**○浜田国務大臣** 政府はこれまで、国民の命や暮らしを守るために十分な備えができてきているのか、反撃能力を含めあらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討することとして議論してまいりました。

その結果として、今般、政府としては、スタンドオフ防衛能力等の自衛隊の能力を活用して、反撃能力を補完することとしたところであります。

このような長射程のスタンドオフミサイルにより、隊員の安全を確保しつつ遠方から対処できるという選択肢がある中においては、現実の問題として、自衛隊員の安全にリスクがある有人機等ではなくスタンドオフ防衛能力を活用して、相手国の領域外から対処することが基本となると考えております。

なお、この検討は、例えばICBMのような、憲法上の保有が認められないと考えられている装備品を除き、我が国として保有し得る能力を前提とした上で、他に手段のない必要最小限の自衛の措置である反撃能力として、効果的かつ現実的な選択肢とは何かという観点から検討してきたものであることを御理解いただければと思います。

**○長妻分科員** 今、基本とするという、スタンドオフ防衛能力、ミサイルですよ。反撃能力といったときに、いろいろ考えられると思うんですが、今おっしゃったミサイル、これを基本とするということですが。そして例えば、敵の領域内に入つて爆撃する戦闘機あるいは上陸部隊ですね。

今お伺いしているのは、軍事合理性、今は、この四十三兆円の予算の中には、スタンドオフ防衛能力、ミサイル防衛能力、反撃能力の中にこれしか入っていない。これは分かるんですけども、今回解禁した反撃能力の中には、今、軍事合理性でこの四十三兆円の中には入っていないけれども、基本的には、上陸部隊、自衛隊が敵国に上陸して

ミサイル基地を破壊する、これも反撃能力の中に含まれている、これは否定できないと思うんですが、ちよつとそういう答弁をいただければ。

**○浜田国務大臣** 反撃能力については、現時点では、現実的な選択肢として、スタンドオフ防衛能力の活用を念頭に置いております。

その上で、今後の自衛隊の能力や将来の技術革新の可能性などによっては、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐためにはやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、効果的かつ現実的な対応能力がスタンドオフ能力以外にもあり得ることは否定できません。

こうした趣旨で、スタンドオフ防衛能力等を活用した反撃能力と記載したところであります。

**○長妻分科員** 今の答弁のとおりだと思うんですね。

私も、安全保障をやりたいがために、これが国会議員になった一番初めの動機で、二つの保障、安全保障、社会保障、やっているんですけども、やはり、日本の議論を聞いていますと、何かちよつとごまかすというか、はつきり言わないところがあるところ、疑心暗鬼になる。国民の皆さんも、必要な安全保障政策は、これはやるべきだということをお考えの方が大多数ですよ。

つまり、今回解禁された反撃能力、憲法上は持っているけれども政策的判断で解禁しないという判断を覆して、解禁したことになったわけですね、反撃能力。その中で、国民の皆さんは、反撃能力と聞いたときに、ミサイルを敵国に、敵の基地に撃ち込む、これだけだと勘違いされているんですよ。

そうじゃない。今回解禁された反撃能力は、今おっしゃっていたように、ミサイル以外にも、ただ、今は軍事合理性とか研究開発、予算の関係、技術の進展等の制約でミサイルということになっていますけれども。

もう一回、明確にお伺いしたいのは、じゃ、自衛隊が、必要最小限度、他に取るべき手段がない、当然その武力行使の三要素を満たした場合、他に取るべき手段がないということで、敵国に自衛隊が上陸をして、ミサイルに対する破壊をしていくということも、これは反撃能力という中で否定はできないということをお伺いしたいんです。

**○浜田国務大臣** 基本的に、今、委員のおっしゃることは否定できないというふうに思います。しかし、武力攻撃事態になると、これは反撃能力というよりは、武力攻撃事態において我々の取り得る行動だということだというふうに思います。

**○長妻分科員** そうですね、否定できないというふうにおっしゃっていた。つまり、これはいろいろなオプションが入ってくるというふうに思いますので、そこら辺もはつきりと国民の皆さんにやはり説明をしていく必要があるというふうに思います。

次に、ミサイルの射程距離の話なんですが、ごまかすが、例えば、反撃能力といったときに、過去の答弁時と違いました、存立危機事態という概念が新たに入ってきた。

ということ、我が国のみならず、例えば、アメリカにいたしましたし、アメリカに対してど

かの国が攻撃してきた、それに際して我が国は存立危機事態の認定をした、そして、武力行使の三要素を満たすということで、そのアメリカを攻撃してきた敵国に対してミサイルを撃ち込む、他に取るべき手段がない、これはできるということになりましたね。

そのときに、我が国周辺ではないわけで、例えば、射程距離が五千五百キロを超えるミサイル、これを保有するというのも反撃能力の中に否定はされていないという理解でよろしいですか。

**○浜田国務大臣** 政府としては、従来から、憲法九条の下で我が国が保持することが禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解されておりまして。

これに当たるか否かは、我が国が保持する全体の実力についての問題である一方で、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合においても許されないというふうに考えてきているところでありまして、この一貫した見解を変更する考えはございません。

**○長妻分科員** いや、お答えいただいているんですが。

五千五百キロメートル以上の射程距離のミサイルというのは、持つということについて、この反撃能力の中に入るということは否定はされていないわけですよ、今の条件をクリアすれば。つまり、必要最小限度、他に取るべき手段がない。例

えば存立危機事態。常識的には存立危機事態のところまで考え得るのではないかと思うんですけども、否定はされていないということでよろしいんですね、クリアすれば。

○浜田国務大臣 今申し上げたとおりでありまして、今、距離的な問題について、これがいい、悪いという判断ではなく、我々の能力を、そういったものを持つかどうかについても我々は検討しなければならぬと思います。しかし、それをすぐに、今すぐここで、五千五百以上の距離のものを持つ、持たないというのは、これはなかなか今の現時点では答えられないということでございます。

○長妻分科員 今、距離の問題でないというふうにおっしゃったわけでありすけれども、現実的なことを聞いているのではないんですね。

つまり、反撃能力といったときに、今はそうです。でも、十年後、二十年後、反撃能力が解禁されたわけですから、現実的になる可能性もある。なので、そういう意味では、ですから、射程距離五千五百キロメートル以上のミサイル、これを保有する、こういう意味での反撃能力、これも否定はされていない、こういう理解でよろしいかということ、明確にお答えいただければと思うんですが。

○浜田国務大臣 なかなか、限られた要素のみに着目した仮定の質問というのにはお答えすることが困難ですが、いずれにせよ、政府としては、性能上専ら相手国の国土の壊滅的な破壊のために用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、

直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるために、いかなる場合も許されないと考えており、この一貫した見解を変更する考えはございません。

○長妻分科員 五千五百キロメートル以上の射程のミサイルは、今、変更する考えがないとおっしゃいましたから、反撃能力の中には法理的にも含まれていない、これでいいですね、そうしたら。

○浜田国務大臣 今私が申し上げたこと、我々のこの国の、おります反撃能力については、常に、憲法の範囲内、国際法の範囲内ということ、立ち上げていくところでありますので、今おっしゃったこと、これを、五千五百という距離数だけに限って、それができるとかできないかという判断は、なかなか今、現時点ではできないということでありす。

○長妻分科員 法制局長官、来られておりますけれども、五千五百キロメートル以上の反撃能力、射程のミサイルを持つということは、これは憲法違反ということ、絶対に何があっても許されない、こういうことでよろしいんですか。

○近藤政府特別補佐人 先ほど防衛大臣の方からお答えがありましたとおり、保有できる武器の範囲につきましては、これまで、法理上、申し上げているように、相手国に壊滅的な被害を与えるようなものを持ってないということは申し上げております。

その個々の当てはめの問題でございまして、私ども、ちよつと、五千五百のものが一体どういう性能を持ち、どういうものか分かりませんので、

私どもとしてはお答えはできないということでございます。

○長妻分科員 なぜ聞いているかというところ、これは防衛省の答弁、一貫した戦後の答弁なんです。つまり、ICBMは、これはいかなる状況であっても憲法上持てません、こういうことなんです。ICBMの定義というのは、メガトン級というものもあります。射程距離が五千五百キロメートル以上という、防衛省の白書にも書いてありますけれども。

そうすると、この反撃能力、今回解禁したものである、全部の反撃能力を解禁したのか、当然、武力行使の三要素を満たすという前提ですけれども。そうではなくて、ICBMについては反撃能力を解禁したけれども入りませんよということなのか。それを確認したいために質問したんですが、今の御答弁だと、距離にはこだわらないということなので、それも将来入る可能性がある、つまり、反撃能力の枠としてはそれが入るといふうに私は理解をいたしました。

そして、防衛省にもう一度このテーマでお伺いしますと、そうすると、反撃能力というのは、これは今まで答弁があつたいわゆる海外派兵の例外に当たる、こういう理解でいいですか。海外派兵のカテゴリーに当たるといふことですか。

○浜田国務大臣 政府は、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて憲法上許されませんが、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発

動の三要件に該当するものであるとすれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではないと説明してきており、憲法上の理論としては、敵基地攻撃はいわゆる海外派兵の一般的禁止の例外として許容されるということが基本的な考え方であります。

その上で、反撃能力について申し上げれば、ミサイル攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする能力を保有することとしたものであり、従来の政府見解を変更するものではありません。

#### ○長妻分科員 なるほど。

そうすると、この図の理解でいいんですね。つまり、いわゆる海外派兵という、積み重ねた過去の答弁がずっとありました。ただ、海外派兵が全て憲法違反ではない、おっしゃったような武力行使の三要件に合致する海外派兵については認められるということで、この中にスタンドオフミサイル防衛能力も、いわゆる海外派兵の中のカテゴリ、認められるカテゴリーに入る。つまり、海外派兵であるということは、そのとおりということでございますね。

○浜田国務大臣 従来、政府としては、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する海外派兵は一般に憲法上許容されない、他国の領域における武力行動であっても、いわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上許容されると考えてきております。

この点、スタンドオフミサイルを活用し、相手の領域において有効な反撃を加えることを可能とする反撃能力は、他国の領域における武力行動に当たると考えていますが、スタンドオフミサイルが相手領域に飛翔していくことは、武装した部隊の派遣とは考えておりません。

○長妻分科員 そうすると、部隊の派遣ではないから、海外派兵ではないということなんですか、スタンドオフ防衛能力というのは。また別のカテゴリーということですか。

○浜田国務大臣 もう一度お話を申し上げますが、要するに、スタンドオフミサイルを活用し、相手の領域において有効な反撃を加えることを可能とする反撃能力は、他国の領域における武力行動に当たると考えていますが、スタンドオフミサイルが相手領域に飛翔していくことは、武装した部隊の派遣とは考えていません。

○長妻分科員 そうすると、これは海外派兵じゃないということですね、スタンドオフミサイル防衛能力というのは。認められる海外派兵でない。

○浜田国務大臣 他国の領域における武力行動であっても、いわゆる自衛権の発動に三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上許され得るということでありますので、と考えておるところであります。海外派遣ではない。（長妻分科員「それだけ、海外派兵のカテゴリーに入るかどうか。ずっと聞いていますから」と呼ぶ）

基本的に、「スタンドオフミサイルが相手のところに飛んでいくものについては、これは部隊の派遣とはしていないということ……」（長妻分科員「

海外派兵ではないの」と呼ぶ）はい。飛んでいくものはですね。

○長妻分科員 これは、人が乗っていないので海外派兵ではないということなわけですね。これはちよつと法制局の見解と違うと思うんですけども、時間もないので次に参ります。

山田副大臣にお出ましをいただいておりますけれども、山田副大臣は、旧統一教会の関連団体から推薦確認書というのを交わしておられるということですよ。

これは、旧統一教会、北朝鮮との関係で、私も質疑を、昨年の臨時国会でも浜田大臣としましたけれども、安全保障上のリスクがあるんじゃないかというようなことでありますので、是非、外務副大臣という情報が入る立場におられますので、十分情報を収集していただきたいというふうに思います。

その中で、もう一点確認したいんですが、この推薦確認書の中にいろいろな項目があるんですけども、LGBT問題、同性婚合法化に関しては慎重に扱う、これが確認書にあつて、サインされているんですが、これに今も引きずられているというふうな理解でいいんですか。

○山田（賢）副大臣 お答え申し上げます。

まず、世界平和連合との間では、私、副大臣就任に当たりまして、今後一切関係を持たない旨を伝え、先方からも了解をいただいておりますのでございまして、推薦確認書につきましては既に失効しているという認識であります。その上で、御指摘の推薦確認書の記述についての影響はそもそも

も受けてはおりません。

また、LGBT、同性婚に関しましても、理解増進法について、総理が御答弁されているように、現在、各党において議員立法での法案が議論されていると承知しております。まずは、こうした議員立法の動きを尊重しつつ見守っていく考えではございますが、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えており、政府といたしましても、多様性が尊重され、全ての方々が、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向け、引き続き、様々なお声を受け止めて取り組んでまいり所存でございます。

**○長妻分科員** 非常に、北朝鮮と旧統一教会の関係、資金の流れとかその安全保障上のリスク、これは、今の時点ではどういふふう理解されておられますか。

**○山田（賢）副大臣** お答え申し上げます。

まず、過去に統一教会が北朝鮮に対して資金援助を行っていたのではないかとという報道があったことは承知しておりますが、実際に統一教会が資金援助をしていたかどうかということの真偽を確認することは困難であるということを御理解いただきたいと思います。

他方、北朝鮮に対しましては、国連安保理制裁に加え、我が国独自の制裁措置を科し、資金移動を禁止いたしております。いかなる団体、個人であるかにかかわらず、北朝鮮の核・ミサイル開発を支援することがあってはならないし、また、北朝鮮に対する送金は認められないと認識しており

ます。

**○長妻分科員** これは、過去そういう報道があったということは理解しているのに、この推薦確認書を結んじやったわけですか。軽率じゃないですかね。それで今外務副大臣をされておられるというふうなことで、これは、自民党に対しても、全議員に、推薦確認書をどなたが結んでいるのか、調査しないというふうにおっしゃっていますけれども、きちっとやはり調査をしていただきたいというふうに思います。

先ほどの海外派兵か否かということについても、ちよつと答弁が多分迷走しているんじゃないかと。当初事務方から受けた説明と違う答弁が返ってきましたので、法制局ともそこがあると思っております。これについては政府統一見解を出していただきたいと思っておりますので、海外派兵にスタンドオフミサイル防衛能力、当たるのかどうか、海外派兵の例外にですね。お願いします。

**○牧島主査** ただいまの件につきましては、私から理事会に申し伝えます。

**○長妻分科員** どうもありがとうございます。